

山梨県公報

号外第六十一号

平成十七年

十月二十日

木 曜 日

目 次

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………

山梨県補助金等交付規則の一部を改正する規則……………

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………

山梨県管住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第五十四号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山梨県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この規則は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)の施行の日から施行する。

山梨県規則第五十五号

山梨県補助金等交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県補助金等交付規則の一部を改正する規則

山梨県補助金等交付規則(昭和三十八年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項及び第三項中「十・七五パーセント」を「十・九五パーセント」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の山梨県補助金等交付規則第五条第一項の規定により交付の決定がなされた補助金等については、なお従前の例による。

山梨県規則第五十六号

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(山梨県行政組織規則の一部改正)

第一条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第八保健所の項第二十四号中「痴呆性老人」を「認知症の高齢者」に改める。

第二条 山梨県老人福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の二中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第五十七号

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則平成十七年山梨県規則第三十二号の

の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

第四条中「第六条第二項」を「第九条第二項」に、「次に掲げる条件を満たす者」を「地方税を滞納していない者」に改め、同条各号を削り、同条を第五条とする。

第三条中「第六条第一項第二号」を「第九条第一項第二号」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第六条第一項第一号」を「第九条第一項第一号」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第六条第一項の規定による特定公共賃貸住宅及び共同施設の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(第一号様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第六条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

第六条を削る。

第七条の見出し中「様式等」を「様式」に改め、同条第一項中「第十一条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に、「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同条第二項を削り、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第十一条第一項第一号」を「第十四条第一項第一号」に改め、同項第三号中「第七条第二項」を「第十条第二項」に改め、同条第二項中「知事の」を「指

定管理者の」に改め、同項後段及び同条第三項を削り、同条第四項中「知事」を「指定管理者」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第七条とする。

第九条及び第十条を削る。

第十一条中「第十二条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第八条とする。

第十二条中「第十三条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同条を第九条とし、第十三条を第十条とする。

第十四条第一項中「第十六条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「申請は、」の下に「特定公共賃貸住宅に入居しようとするときに入居の申込みの時に、入居後にあつては」を加え、「第七号様式」を「第三号様式」に改め、同条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十五条中「第十六条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第十六条中「第二十一条」を「第二十四条」に改め、同条第一号中「製造」を「製造し、」に改め、同条第六号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(併用の承認)

第十四条 条例第二十七条の知事の定める用途は、入居者又はその者と同居する者(これらの者が障害者である場合に限る。)が当該特定公共賃貸住宅をあんま、はり、きゅうその他これらに類する業務(これらの者以外の者を雇用して行うものを除く。)のために使用することとする。

第十七条から第二十六条までを削る。

第一号様式から第三号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)
所在地
団体の名称
代表者の氏名 印

指定管理者指定申請書

特定公共賃貸住宅及び共同施設の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第6条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。

山梨県特定公共賃貸住宅賃貸借契約書

特定公共賃貸住宅につき、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例(平成7年山梨県条例第1号)に基づき、賃貸人のうち山梨県知事を甲とし、 を乙として、賃借人を丙として、次の条項により賃貸借契約を締結した。

(契約の締結)

第1条 甲及び乙は、次の建物を次条以下の条件により、丙に賃貸し、丙はこれを賃借するものとする。

所在地	
住宅団地名及び住宅番号	団地 号館 階 号室
構造及び面積	構造 平方メートル

(家賃)

第2条 家賃は、1箇月 円とし、丙は、その月分を毎月25日までに甲に納付しなければならない。ただし、前条の建物(以下「住宅」という。)の入居可能日の属する月及び明渡しの日属する月における丙の使用期間が1月に満たないときの家賃は、日割りをもって計算する。

(家賃の変更)

第3条 丙は、甲において法令の規定に基づき家賃の増額の必要を認めるときは、当該増額を異議なく承諾するものとする。

(敷金)

第4条 丙は、この契約から生じる債務の担保として、第2条の家賃の3箇月分に相当する金額の敷金を甲に納付するものとする。

2 甲は、丙が住宅を立ち退いたときは、無利息で前項の敷金を還付するものとする。ただし、家賃の滞納その他の債務の不履行があるときは、甲は、当該債務の額の内訳を明示し、敷金のうちからこれを控除するものとする。

(修繕)

第5条 甲又は乙は、畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕（以下「軽微な修繕等」という。）を除き、丙が住宅を使用するために必要な修繕を行わなければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定により住宅の修繕を行うときは、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、丙の責めに帰すべき事由により同項の規定による甲又は乙が行うべき修繕の必要が生じたときは、丙は、甲又は乙の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 丙は、乙の承諾を得ることなく、軽微な修繕等を自らの負担において行うことができる。

（費用負担）

第6条 次の費用は、すべて丙の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びごみの処理に要する費用
- (3) 給水施設、汚水処理施設及び共同施設の維持管理に要する費用

（保管義務）

第7条 丙は、住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

2 丙の責めに帰すべき事由によって住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、丙は、これを原状に復し、又はその費用を賠償しなければならない。

（使用目的）

第8条 丙は、居住のみを目的として住宅を使用しなければならない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、他の用途に併用することができる。

（禁止又は制限される行為）

第9条 丙は、住宅の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 鉄砲、刀剣類、爆発物その他これらに類する危険な物を製造し、又は保管すること。
- (2) 大型の金庫その他の重量の大きな物を搬入し、又は備え付けること。
- (3) 配水管を腐食されるおそれのある液体を流すこと。
- (4) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。

- (5) 楽器、テレビ、ステレオ等の音を異常に大きく出すこと。
- (6) 犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫その他猛獣、毒蛇等の近隣に迷惑を及ぼすおそれのある動物を飼育すること。
- (7) 掲示板以外の階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

- 2 丙は、住宅を引き続き15日以上不在にするときは、乙にその旨を届け出なければならない。
- 3 丙は、住宅を他の者に貸し、又はその使用权を他の者に譲渡してはならない。
- 4 丙は、住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復が容易である場合において、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 5 丙は、乙の書面による承諾を得ることなく、その入居の際に同居を認められた親族以外の者を同居させてはならない。

(契約の解除)

第10条 乙は、丙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
 - (5) 前3条の規定に違反したとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除したときは、丙に対して住宅の明渡しを請求するものとする。この場合において、丙は、当該請求を受けたときは、速やかに原状に復して住宅を明け渡さなければならない。
 - 3 前項の規定による請求を受けたときは、丙は、当該請求を受けた日の翌日から丙が住宅を明け渡した日までの間における家賃に相当する金額を2倍した金額を損害賠償金として甲に納付しなければならない。
 - 4 丙は、第1項の規定による契約の解除によって生じた損害については、その賠償を甲及び乙に請求することができない。

(賃貸借の解約)

第11条 丙は、住宅の賃貸借を解約しようとするときは、解約しようとする日の10日前までに、その旨及びその期日を書面により乙に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、丙は、住宅を原状に復して明け渡さなければならない。

(立入り)

第12条 乙は、住宅の防火、構造の保全その他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ丙の承諾を得て、住宅に立ち入ることができる。

2 丙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による乙の立入りを拒否することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、火災による延焼を防止する必要があるときその他緊急の必要があるときは、丙の承諾を得ることなく、住宅に立ち入ることができる。この場合において、当該立入りが丙の不在の間に行われたときは、乙は、事後にその旨を丙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第13条 連帯保証人は、丙と連帯して、この契約から生じる丙の債務を負担するものとする。

(協議)

第14条 甲、乙及び丙は、この契約書に定めがない事項及びこの契約書の解釈について疑義が生じた場合には、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

上記のとおり契約を締結したことを証するため、契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 賃貸人 山梨県知事 印

乙 賃貸人 住 所
氏 名 印

丙 賃借人 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

特定公共賃貸住宅家賃減額申告書

次のとおり特定公共賃貸住宅の家賃の減額を受けたいので、山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例第19条第1項の規定により申請します。

入居者、同居者及び別居している扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居 別居	所得金額	控除該当項目
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

第四号様式から第十六号様式までを削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第九十七号）附則第二項の規定により同条例の施行の日前に特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理に関し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、この規則の規定による改正後の山梨県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則第一条及び第一号様式の規定の例による。

山梨県規則第五十八号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「製造」を「製造し、」に改め、同条第六号中「盲導犬」を「身体障害者補助犬」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

(管理の特例に係る読替え)

第二十六条 条例第五十二条第一項の規定により管理代行者が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第二条第一項及び第七条中「知事」とあるのは「管理代行者の長」と、第五条第二項から第四項まで、第八条から第十条まで、第十一条第一項、第三項及び第四項、第十九条、第二十条第一項及び第三項並びに第二十四条第一項中「知事」とあるのは「管理代行者」とする。
第十二号様式を次のように改める。

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印

収入申告書

山梨県営住宅設置及び管理条例第15条第1項の規定により、私及び同居者等の前年中の収入について次のとおり申告します。

入居者、同居者及び別居している扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居 別居	所得金額	控除該当項目
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県規則第五十九号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則（昭和二十六年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十条の五第一項」を「第十条の四の二第一項」に改める。

第九条第一項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の四第三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第六十号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十七年十月二十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五百四十六号を次のように改める。

第五百四十六 削除

別表第五百五十号の次に次の五号を加える。

第五百五十の二 現任警備員指導教育責任者講習手数料

第五百五十の三 警備員検定手数料

第五百五十の四 検定合格証明書交付手数料

第五百五十の五 検定合格証明書書換え手数料

第五百五十の六 検定合格証明書再交付手数料

別表第五百五十三号の次に次の二号を加える。

第五百五十三の二 機械警備業務管理者資格者証再交付手数料

第五百五十三の三 旧検定合格者審査申請手数料

別表第五百五十四号を次のように改める。

五百五十四 削除

附則

この規則は、平成十七年十二月二十一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番